

や令和6年度 2月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和6年 2月 5日 (月) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 名 欠席者 人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	13番	堤 義彦	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	欠席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	馬郡 文男	欠席
7番	山崎 清邦	出席	19番	福田 安信	欠席
8番	綾部 勝年	出席	20番	橋本 礼子	出席
9番	寺田 一義	出席	21番	佐々木 伸昌	出席
10番	古村 正典	出席	22番	北原 正也	出席
11番	宮原 史己	出席	23番	中島 正則	出席
12番	太田 幸代	出席	24番	岡 龍道	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (7件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (2件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (4件)

議案第4号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分(25件)

議案第5号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について
意見書提出分(10件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

只今より令和6年2月の農業委員会定例総会を開催します。

現在の出席委員は20名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席の連絡が入っている委員さんは〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんです。〇〇番〇〇委員さんは少し遅れるとの連絡が入っております。〇〇番〇〇委員さんは連絡を取っているところ

です。
本日は、皆様にはご案内をしておりましたとおり、総会のあとに「農業者等との意見交換会」ということで、皆様から現在の状況での意見をお願いしたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

机の上にあります資料の説明どおり、2月から地域計画策定の話合いが始まりました。自分の地域での話合いはもとより他校区での話合いも是非参加して頂きたいと思

本日の議案・報告等につきましては

- 報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
- その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員を指名します。

議 長

議事に入りたいと思

います。
報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	7件	面積	35,706㎡
------	----	----	---------

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

1月25日に現地確認を行いました。特段問題はないと思われます。

宜しくご審議ください

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

1月25日に現地確認を行いました。

現地につきましては、見る限り雑木林で、そこが畑であることは申請人さん自身も知らなかった次第で始末書付きの追認となります。周りの農地については、道を挟んで南側に農地があるので何ら影響はないと思われまます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして議案第2号2農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

先程と同様の案件です。先々代からの現況となっており、地目が畑であることを知らなかった、申し訳ないということで始末書添付の手続きとなっています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

1月に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

排水等も適切に処理される計画で農地に影響はないと思われます。地元区長、生産組合長等の同意も得られて問題はないと思われます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑ない)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

1月25日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。転用目的は賃貸アパートの建設です。周囲は住宅街で隣接するのは農地ではないため、農地に影響はないと思われます。生活排水、公共下水等の計画は適切であり問題はないと思われます。区長、生産組合長等の同意も得られてあります。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月25日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。転用目的は個人住宅の建設です。生活排水等も適切に計画されており区長、生産組合長等の同意も得られてあり問題はないと思われます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸渡人、貸受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月25日に現地確認を行いました。場所は事務局の説明にあるように通瀬橋より東に50メートル程入った所です。以前は〇〇歯科があったところで閉鎖された後、その駐車場でお菓子屋さんをされています。今回申請された畑は手入れされ、管理もされていましたが、駐車場が足りないということでの申請です。水利に関しては三面側溝がありそこに流れるので問題はないと思われます。また、申請地はこの契約が切れたときには、畑へ戻すということ舗装はしないということです。区長、生産組合長等の同意も得られてあります。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第2号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 23件 所有権移転 2件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

1月17日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。申請目的は一般住宅2棟の建設です。農地としては申請地の右横に工場があり、その上段に耕作されてあるたんぼがあります。雨水、排水については南側側溝へ流すようになっています。特段問題はないと思われまます。宜しくご審議ください。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は国営かんがい排水事業の受益地ではあるが。区画整理等の土地改良事業が行われていない農地であり、農地の広がりもないことから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします

〇〇委員

1月17日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。申請目的は老人保健施設です。雨水、排水は南側側溝に流す予定です。区長、生産組合長等の同意も得られています。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、10ha以上の広がりのある農地ではあるが、申出の目的が市街地に設置することが不適切な施設として位置図けられている老人保健施設の計画であり、集团的農地を分断する場所ではないことから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月17日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。申請目的は住宅建設用地です。事務局の説明のように中原駅に近いということで重視されたのだと思います。特段問題はないと思われます。宜しくご審議ください。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地ではあるが、市街地の傾向が著しいと判断される指標である駅からの距離が300m以内の農地であることから除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月17日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

自宅と倉庫の一体的利用ということです。特段問題はないと思われます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が集落に接続する場所での居住住民の生活上必要な施設であり、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設等に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月16日に事務局と現地確認を行いました。申請地については、商業施設〇〇〇〇と東部カントリーの中間辺りになります。北側に住宅、西側にアパートが建ち、東側に3メートル程の道路があり、そのすぐ横に灌漑排水の水路があります。南側はかなり広い歩道があります。隣接する農地の許可もとられ、下水はすぐそば、雨水は水路に流れますので特段問題はないかと思われます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が集落に接続する場所での住宅の建設用地であり、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設等に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月17日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。目的は建売分譲住宅ということで除外申請されております。中原駅に近く住宅地と一体化になります。営農にも支障はないと思われまます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地ではあるが、市街地の傾向が著しいと判断される指標である駅からの距離が300m以内の農地であることから除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号6について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号6については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号7農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号7農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

江口の農業委員の〇〇です。1月16日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。申請地は、県道北茂安三田川線で、千栗の信号から西側に行った所に商業施設「〇〇〇〇」があり、「〇〇〇〇」の西側の道を、北側に登った所になります。目的は分譲住宅の建設です。

農地は先ほど説明がありましたように、土地改良事業の実施状況としてかんがい排水は国営、県営ともにされており区画整理はされておりません。申請地の周辺は住宅宅地になっており集落接続になります。周辺の農地への支障はないと思われます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

今回の申請面積は7反をこえており、申請地の右側も将来宅地化されるような所ですが、そうすると1町をこえる面積となり、水の問題として一気に南側下流に流れこむような事にならないかと思いますが、皆様方にはどう思われますか。

事務局

議案書72ページにありますが、西側は既に住宅地となっています。水の問題に関してですが、今後地区説明会等がなされ、その中で協議がなされるものと考えています。確かに、今まで水を受けていた場所がなくなり想定される水の問題は、地元である石貝区から意見なりが出されるものと思われます。

〇〇委員

雨の影響で、一気に水が流れ迷惑をしたと住宅を建てた人から聞いた気がする。東側も開発された場合1ha以上となるが、その場合、貯水池等の設置は必要なのか。また、切り分けて開発した場合はよろしいのか。

事務局

東側の開発計画は聞いておりません。今回の計画も全体で8,700㎡となることから県の開発許可が必要となります。その開発協議の中で貯水池等の対策が協議されていくものと考えます。

〇〇委員

委員会としては水の問題まで言及しなくてよい、気に留めなくてよいという事によろしいですか。

事務局

農業委員会として水の問題に関しては、排水の状況により農地への影響があれば意見を付して述べることとなります。農地の方に規定します転用の許可基準には住宅地への水の影響について判断の対象とする基準はないため、地域全体の中で協議されるものと判断しています。

〇〇委員

前回、水の問題に関しては関知しない、考慮しないと言われませんでしたか。

議 長

農業委員会としては、水の問題が直接農地に影響を与えるなら意見書をだすこととなりますが、今回の案件は直接影響を与えるものではないと思われまます。また、この案件では、北側にため池がありますが、直接農地に水が流れこまないような、ある程度ダムの要素をしませんか。地元の委員さんのお考えは如何ですが。

〇〇委員

ため池は秋には水を落としますし、ある程度余裕はあるので水を落水する事は出来るかもしれませんが、大雨等の場合どこまで落水できるかは分かりません。

〇〇委員

水の問題に関しては、農業委員会の議事録の中できちんと書き留めていて欲しいと思います。

事務局

総会の議事録に関しては、議事内容を記録し公表することとされていますので、只今の皆さんの意見については議事録に記録いたします。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地ではあるが、住宅が連坦している区域に近接する10ha未満の区域であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号7について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号7については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号8農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号8農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月16日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

申請地は、県道北茂安三田川線で、千栗の信号から西側に行った所に商業施設「〇〇〇〇」があり、「〇〇〇〇」の道挟んで南側の近辺になります。除外申請の用途は特定建築条件付売買の分譲住宅建設地です。土地改良事業実施状況としては区画整理、かんがい排水ともにされており、既にこの周辺西側、北側と宅地になっており住宅が建ち、集落接続となります。周辺農地への影響はないと思われ、宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が集落に接続する場所での住宅用地であり、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設等に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号8について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号8については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号9農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号9農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

各関係の了承も得ていますので、宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が隣接する土地との一体事業で、申出地の占める割合が1／3を超えない規模であることから、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号9について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号9については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号10農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号10農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

1月16日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

申請地の隣接地には家がすでに建っており、駐車場もきちんとではありませんが、荒れ原状回復するのは無理かと思われる状態です。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、土地改良事業等の公共投資対象となっていない小規模な農地でありことから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号10について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号10については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、その他について事務局よりお願いします。

その他

1. 農地所有者への今後の利用意向調査の実施について
2. 地域計画策定に向けた地域協議の場への参加依頼について
3. 活動参考図書「農業委員・推進委員の皆さんへの地域計画話し合いのてびき」の活用について

議 長

3月の総会は、3月 5日（月）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、3月 5日（月）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、2月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

これで2月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番